

あげまつだより



令和7年3月27日発行
No.24 上松町

「デマンド乗合タクシー」本格運行 開始！



4月から「デマンド乗合タクシー」の本格運行を開始します

上松町では、人口減少や高齢化が進み、コミュニティバス「ひのき号」の利用者も年々減少しており、日常生活に必要不可欠である公共交通の維持確保が課題となっております。バスの利用者は、通学利用以外は高齢者の方の利用が多いことから、バスよりも利用しやすい公共交通を模索する中で、令和5年7月から一部の地域に「デマンド乗合タクシー」を試験的に導入し、令和6年4月からは全地区を対象とした実証運行を1年間実施しました。その結果から、令和7年4月1日から本格運行を開始します。運行内容については、実証運行と変更はありません。

なお、現在、デマンド乗合タクシーをご利用いただいている方は、再申請、再登録の必要はありません。4月からもお持ちの登録者証でご利用いただけます。

デマンド乗合タクシーの運行内容、利用方法については下記のとおりです。

是非、新たな交通手段としてご利用ください。

《上松町デマンド乗合タクシー 運行内容》

〔ご利用できる方〕 上松町にお住まいの方（全地区対象）

〔運行曜日〕 火曜日・水曜日・木曜日（祝祭日、年末年始12/31～1/3を除く）

〔運行時間〕 午前9時～午後2時30分まで

〔乗降場所〕 （行き） 自宅前から ⇒ 上松町内の目的地まで

（帰り） 上松町内の希望する場所から ⇒ 自宅前

〔乗車料金〕（1）中学生以上の者 片道一律500円

（2）小学生 片道一律300円

（3）未就学児 無料

（4）上松町コミュニティバス（ひのき号）から乗継乗車する者 片道一律300円

※減免利用乗車証をお持ちの方は、乗車証を提示した場合は乗車料金が半額減免となります。

〔利用方法〕 デマンド乗合タクシーを利用する場合はあらかじめ登録が必要です。

①「デマンド乗合タクシー登録申請書」を町（住民福祉課生活環境係）へ提出する。

②登録が完了したら町から「デマンド乗合タクシー登録者証」を郵送します。

③登録者証が届いたらご利用できます。

④利用をしたい時間の1時間前までに、電話でご予約してご利用ください。

【お問合せ先】上松町 住民福祉課 生活環境係 52-4802（課直通）

◆◆◆ 緊急当番医予定表（令和7年4月）◆◆◆

年	月	日（曜日）	医院名	町村名	電話番号
令和	7年	4月 6日（日）	原内科医院	木曽町福島	22-2678
		13日（日）	芦沢医院	上松町	52-2018
		20日（日）	古根医院	大桑村	55-1188
		27日（日）	田澤医院	木曽町開田高原	44-2008
		29日（火）	奥原医院	木祖村	36-2264



※上記は変更になる場合もありますので、事前にご確認をお願いします。（木曽医師会提供）
受診前に、必ず電話連絡をお願いします。

◆◆◆ケーブルテレビ放送予定◆◆◆

●4月1日より令和7年度のあげまつ体操は次のグループに変わります。

一緒に体を動かしませんか

- ① 午前 7時30分 上松檜流太鼓伝承保存会
- ② 午前 11時30分 地域で元気に暮らす塾
- ③ 午後 3時00分 木曽ひのきっ子ゆうゆうクラブ運営委員
- ④ 午後 7時00分 2024年度 上松保育園年長児



タクシー利用補助制度の補助額変更



上松町コミュニティ交通タクシー利用補助制度の補助額が変更となります

町では、コミュニティバスの運行しない地域にお住まいの方や、交通手段が制約される方が外出される際の補助制度として、タクシー利用補助制度を実施していますが、令和7年4月より、補助額を現行の「640円」から「650円」に変更します。

お手元にあるこれまでのポイントカードは、4月1日以降「640円」を「650円」と読み替えてご利用いただけます。

【対象となる方】

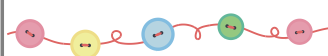
- ① 満年齢75歳以上の方。
- ② 満年齢70歳以上で自動車運転免許を保有しない方。
- ③ 最寄りのバス停から1.5km以上の距離がある地域にお住まいで、自動車運転免許を保有しない方（高校生等を含む）、自動車運転免許は保有しているが専用の自動車を保有しない方、又は運転頻度の少ない方（一般的にパーパードライバーと呼ばれる方）。

【利用方法】

- ① 役場窓口でポイントカードを交付（1回に20枚まで）。
※初めての方は申請書の記入が必要です。
 - ② 運賃を支払いの際、運転手にカードを提示して利用金額に応じたスタンプを押してもらう。
※現金200円ごとに1ポイント（端数切捨て）
 - ③ 15ポイント貯まったら、次回乗車時に650円の乗車券として利用できます。
 - ④ カードが残り少なくなりましたら、連絡をいただければ再度交付します。
- ◆この制度は12/30～1/3を除く6:30～19:00の利用に限ります。

【利用できるタクシー会社】おんたけタクシー(株)、木曽交通(株)

お問合せ先：住民福祉課生活環境係（電話：52-4802）



からだやこころの相談 4月の相談日程



①精神保健福祉・思春期相談 ※事前に予約が必要になります。 (電話：25-2233) 保健師への相談は随時お受けします。	4月22日(火) 14:00～17:00 場所：木曽保健福祉事務所 (木曽合同庁舎1階)	内容：精神科医師の個別相談
②町の健康相談 ※住民福祉課保健衛生係へ事前にご連絡ください。(電話：52-2825)	4月24日(木) 13:30～16:00 場所：上松町役場	内容：保健師・管理栄養士による健康相談 (血圧測定・体組成計測定など)
③こころの健康相談 ※予約は必要ありませんので直接お越しください。	4月28日(月) 10:00～12:00 場所：いきいき広場こまくさ	内容：精神保健福祉士による個別相談

◎悩みや不安を抱えて困っている時は、気軽に相談できる場所があります。

電話やSNSでの相談窓口

⇒ **「まもろうよこころ」** で検索 QRコードからでも検索できます。

【お問合せ先】住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）





価格高騰重点支援給付金



令和6年度上松町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について
国では、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等（住民税非課税世帯）に対し、給付金を支給します。

対象世帯：令和6年度住民税均等割非課税世帯

支給額：1世帯あたり 30,000円

【非課税世帯】

○対象と思われる世帯には事前に「お知らせ通知」または「確認書」を送付しています。

「お知らせ通知」が届いた世帯は、特に申請等の手続きは必要なく、給付金を受けることができます。「お知らせ通知」を受け取った世帯で、①給付金の支給を辞退する方、②振込先の口座を変更される世帯は、**3月31日までに、担当係までお電話にてご連絡ください。**

「確認書」が届いた世帯は、内容をご確認いただき必要事項をご記入の上、担当係まで返送してください。

○令和6年1月2日以降に上松町に転入された方で、前住所地で未申告等、課税状況が確認できなかった方については、ご案内をお送りしていませんので、「申請書」をご提出ください。

まずは、お電話にて担当係までご連絡をお願いします。

担当：住民福祉課 福祉係 電話52-5550



新築・増築・リフォーム工事は建築確認手続きを！



新築・増築・リフォーム工事は建築確認手続きが必要になります。

令和7年4月より全区域の新築（延べ面積200㎡以下の平屋家屋を除く）・増築・リフォームの家屋工事に建築確認手続きが必要になります。

建築確認申請が必要な工事

- ・新築工事 延べ面積200㎡以下の平屋家屋を除く全ての住宅
- ・増築工事 延べ面積10㎡以上の増築、平屋家屋から2階建への増築
（平屋建ての10㎡以下の増築で、延べ面積が200㎡以下の住宅は除く。）
※準防火地域の増築は、全て建築確認手続きが必要となります。
- ・リフォーム工事 屋根工事、外壁工事など、構造の過半の改修等工事
（屋根や外壁の仕上げ材のみの改修は除く。）

詳しくは、【建築基準法改正 建築確認】で検索をお願いいたします。

【問合せ】上松町木造住宅推進協議会（上松町商工会内） 電話：52-2157

上松町役場 建設水道課 建設管理係 電話：52-4803

産業観光課 商工観光係 電話：52-4804



弁護士による無料相談会



令和7年度に弁護士による無料法律相談を以下の日程・会場にて行います。

無料法律相談は経済的に困りの方を対象としております。身近な困りごとについての相談ができます。予約・お問い合わせは、まいさぼ木曾までお願いします。

月 日	場 所
4月10日・7月17日・10月23日・1月22日	大桑村民体育館会議室
5月20日・9月16日・11月18日・3月17日	南木曾会館会議室
6月17日・8月19日・12月16日・2月17日	上松町ひのきの里総合文化センター

時 間：13時30分～15時30分 担 当：木曾ひまわり基金法律事務所

申し込み：まいさぼ木曾 電話：0264-24-0057 FAX：0264-24-0058



運転免許更新時講習会 開催のお知らせ



上松町交通安全協会では、下記のとおり運転免許更新時講習会を開催します。

- 【日時】 令和7年4月18日（金）
受 付：午後6時00分～ 講習会：午後6時30分～8時30分頃まで
- 【場所】 ひのきの里総合文化センター 2階大会議室
- 【内容】 運転免許更新時講習（特定任意講習）
安全運転の知識・技能・運転適性に関する講義及び映像による講習
- 【対象者】 ●運転免許をお持ちの方で、令和7年10月17日（金）【6ヶ月以内】までに免許更新を予定している満69歳までの方。
●過去5年以内に事故や違反で1点以上の違反がある方・初回更新対象者の方は、この講習を受講すると、木曽警察署で運転免許証の更新手続きができ、その際の講習が免除されます。
※無事故・無違反の方も受講すれば、30分の講習は免除されます。
※この講習を受講しない場合は、中南信運転免許センター（塩尻）で手続きを行い1～2時間の講習が義務づけられます。
●免許更新手続きは誕生日の1ヵ月後まで可能ですが、令和7年10月18日（土）以降に更新する場合、この講習は「無効」となります。
●更新期間満了日の年齢が70歳以上の方は、高齢者講習の受講義務があるため、この講習は対象外となります。ご注意ください。
- 【受付方法】 当日会場にて受付手続きを行ってください。事前の連絡等は不要です。
- 【講習料】 1,500円（当日徴収します。）※おつりが要らないよう、お願いします。
- 【持ち物】 運転免許証・筆記用具・講習カード（無い方は新規に作成します。）
- 【その他】 お車でお越しの方は、駅前公園駐車場（無料）、「えきまえホッと広場」（無料）、駅前ふれあい広場（無料）、上松町役場駐車場（無料）等をご利用下さい。
- 【お問合せ先】 上松町交通安全協会事務局（役場危機管理課 52-4902 内線221）



長野県要約筆記者養成講座



2025年度（前期）、2026年度（後期）長野県要約筆記者養成講座 受講者募集案内

県では、要約筆記養成講座を開催します。この講座は、聴覚障害（特に中途失聴・難聴）者のコミュニケーション手段として要約筆記の技術・理論を学習し、聴覚障害者の権利擁護のできる要約筆記者を養成します。

内 容：手書きおよびパソコン要約筆記者を養成

日 程：2025年度（前期）2026年度（後期）の2年間で、基本的に月1回4～5時間の講義を計20回開講

会 場：中信会場 松本市総合社会福祉センター、基本的に毎月第2土曜日
：北信会場 長野市篠ノ井交流センター、基本的に毎月第3土曜日

受講料：10,000円（テキスト及び資料代を含む）※2年目は別途

募集期間：4月1日から5月15日

募集要綱、受講申込書等掲載（4月1日より） <http://shinshu-nancho.com/>

問合せ先：特定非営利活動法人信州難聴者協会 講座運営委員会

メール kouza@shinshu-nancho.com 電話090-9668-7709（担当：平出）